

第百八十三回国
会
参議院財政金融委員会會議録第七号

平成二十五年五月十六日(木曜日)

午後一時開会

委員の異動

五月十五日

辞任

補欠選任

川上

義博君

田城

郁君

辻

泰弘君

有田

芳生君

林

芳正君

磯崎

仁彦君

脇

雅史君

石井

浩郎君

五月十六日

辞任

補欠選任

大塚

耕平君

藤本

祐司君

磯崎

仁彦君

岩井

茂樹君

古川

俊治君

江島

潔君

出席者は左のとおり。

委員長

藤田 幸久君

理事

尾立 源幸君

金子 洋一君

西田 昌司君

野上浩太郎君

竹谷とし子君

委員

有田 芳生君

川合 孝典君

田城 郁君

玉置 一弥君

藤本 祐司君

愛知 治郎君

石井 浩郎君

磯崎 仁彦君

岩井 茂樹君

江島 潔君

鴻池 祥肇君

松村 龍二君

溝手 顕正君

山口那津男君

中西 健治君

広野ただし君

大門実紀史君

中山 恭子君

川崎 稔君

麻生 太郎君

小淵 優子君

小野 伸一君

林 信光君

西田 安範君

太田 雅都君

国務大臣

財務大臣

内閣府特命担当大臣(金融)

副大臣

財務副大臣

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

財務省理財局長

財務省理財局次長

説明員

会計検査院事務局長

総局第五局長

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(藤田幸久君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日までに、川上義博君、辻泰弘君、林芳正君、脇雅史君、古川俊治君及び大塚耕平君が委員

を辞任され、その補欠として田城郁君、有田芳生君、磯崎仁彦君、石井浩郎君、江島潔君及び藤本祐司君が選任されました。

○委員長(藤田幸久君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事

会協議のとおり、政府参考人として財務省理財局長林信光君外一名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(藤田幸久君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藤田幸久君) 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○尾立源幸君 民主党の尾立てでございます。まず、麻生財務大臣におかれましては、昨日、平成二十五年度の政府の予算案成立、本当にお疲れさまでございました。

ほつとされているところかと思いますが、今日は万博記念機構の廃止法案の審議をさせていだ

きたいと思いますが、この万博、今皆さんも話しておつたんですが、非常に思い出深い、一九七〇年、ここにおられるほとんどの方は多分行かれ

たと思うんですが、小淵副大臣はまだお生まれになつていらつしやらない、まあ若干何人かいらつ

しやると思うんですが、非常に、日本の生き生きとした、これから夢のある、未来のある、

そういう大変活気のあるころの出来事だったと覚えておりますが、また、今回この機構が廃止をされて、また公園やその他敷地等についても国と大阪府が分け合つて管理をしていくということになつたこと、非常に私自身も大阪選出の議員として大変うれしく思つております。この議論をし始めたのはかれこれ三年以上になるかと思うんですが、けれども、ようやくたどり着いたというのが実感でございますし、今日この審議終わつて今週なりとも成立すれば本当にうれしいと思つております。

そういう立場でちよつと質問をさせていただきますと思いますが、まず、これは機構を廃止するとともに、その機構が持つておつた財産また国有財産等々を地元の大阪府と分け合うというような協議がなされてきたと思うんですが、この協議に当たつて大阪府の地元の意向がどうい

うだったのか、簡単に教えていただけますでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 尾立先生おっしゃるように、尾立先生がお幾つか存じませんけれども、これは、黄金の七〇年代、朝日新聞はそう書いて

んですけど、やつぱり新聞の予想というのは当てにならぬで、七〇年代というのは最悪の時代でございますましてね。七〇年つて最初何があつたか御記憶の方もないと思いますが、まず最初にニクソン・ショックです。七三年、オイルショックです。七八年、第二次オイルショック。それはもう最悪の七〇年代を私どもはやつたんだと。正直、一番インフレの激しい時代で、今のちよつど真逆みたいな時代だったと記憶しますけれども。

しかし、この万博の開会式は間違いなく、天気も晴れ、今上陛下も両陛下そろつて、皇太子殿下、全員で、やつぱり日本の復興というか高度経済成長の始まりにふさわしいような大きなセレモニーというかプロジェクトだったと私も記憶をし

ています。何となく、こんな建っている塔だけ何となくいま一つぴんときませんでしけど、岡本太郎先生御作製のやつがまだ建っていると思ひますけれども、あれがいよいよ今度は廃止されるということになる。もうかれこれ、これで四十年からたとうという話でございますので、ちょっと正直思ひ出深いものがあります。

いずれにいたしましても、大阪府とどういう話があったかと言われれば、少なくとも、大阪府では機構廃止後に公園事業という部門を継承していくに当たりまして、少なくとも可能な範囲で財政負担を軽減することが多分御要望としては最大のものであったというように記憶をいたします。

御存じのように、国としては、地方公共団体に對しまして国の持つております公園等々の土地を供給とか提供する場合に、これ、きちんとしたルールが決まっておりますので、三分の一を無償ということに貸し付け、残り三分の二を有償貸付けということになっておりますので、その意味では大阪府の御希望を最大限に取り入れたと考えております。

○尾立源幸君 財政的な負担がないようにという意味は、恐らく国有地を借り受けることになるので、その賃料をできるだけ少なくしてほしいというものが多分大阪府からの希望だったと思うんですが、これも、それは多分、借り受ける方からすると当たり前だし、国からすると法律に基づく限り適正な賃料をいただくかきやいけないという、このせめぎ合いがあったかと思ひます。そんな中で様々な御配慮をいただいたのは承知をしておりますし、私も当時政務官であったので、この交渉にも、経過も知っております。

そんな中で、財政法等々で今の規定で少しおかしいんじゃないかというところがございます。それは、特に財政法並びに国有財産法においては、本則においては無償貸付けという国有財産法二十二条があります。次に掲げる場合においては

地方公共団体に無償で貸し付けることができる、こういう規定が国有財産法にございます。その、次に掲げる場合ということで、公共団体において緑地、公園、ため池云々と、こういうときは無償で貸し付けることができるんだという規定になっております。

私は、この規定はこの規定で非常に理にかなったものだと思ひますけれども、今回、今大臣お話しになったように、三分の一が無償だということになっていきますが、なぜ三分の一が無償ということ、国有財産法の本則では全額これは無償というのが基本なんですけれども、この関係について御説明をいただきたいと思ひます。

○政府参考人(林信光君) 国有財産の処分に關する規定の關係について御説明させていただきます。

財政法第九条におきましては、国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、適正な対価なくして譲渡又は貸付けをしてはならないという定めがございます。この法律に基づく場合として、先生から御紹介いただきましたように国有財産法二十二条の規定がございます。この中で、公共団体に於いて公園の用に供する場合においては、この公共団体に對して無償で貸し付けることができるとされております。無償で貸し付けるということではなく、無償で貸し付けることができるという規定になっているわけでございます。

この法律の實際の運用でございますけれども、国の厳しい財政事情や地方公共団体間あるいは地域間の公平性ということに鑑みまして、極力適正な対価を得ることが適當であるという考え方が昭和五十八年の国有財産中央審議会の答申によつて示されております。この答申がございました以降、こういった考えに基づきまして全国共通のルールとして運用しております。

具体的には、都市部で公園の用に供する場合には、貸付面積のうち三分の一について地方公共団体に無償で貸付けをするということとしております。

す。今回の万博機構解散後に国有となる土地の大阪府への貸付けに当たりまして、このルールに沿つて、三分の一を無償貸付けすることとし、残りの三分の二については有償貸付けとすることとされているというところでございます。

○尾立源幸君 今、お話によると、單純に財政的な理由からこういう措置が平成十四年の通達で決まったということでしょうか。

○政府参考人(林信光君) 通達に基づきましてこのような考え方で運用しているということでございます。

今先生がおっしゃいましたように、国の財政事情ということもございしますが、同時に地域間の公平性ということもございします。公共団体によつては、多くの国有財産があるところもあれば、多くの国有財産がないところもございします。そういった地域間の公平性ということにも鑑みまして適正な対価を得ることが適當であるというのが答申の考え方でございます。私どもの運用もこういった答申の考え方に基づいて行つているところでございます。

○尾立源幸君 この公園を利用する方からすると、国であろうが、例えば都道府県であろうが市町村であろうが、余り關係ないんですね。公園は公園。それはそうですね。ただ、例えば市が市民以外に利用を禁ずるというようなことになれば、また大阪府が府民以外は利用できないということになればまた別の公園になります。

今回、この独法を廃止した後この万博記念公園というのは公園のまま使い続けるということが約束になっていると思うんですが、まず、そこはそのとおりでよろしいでしょうか。

○政府参考人(林信光君) 機構が廃止された後、現在まで公園に使われている部分につきましては、引き続き大阪府において府営公園として引き継いでいただくことでございます。

○尾立源幸君 そこで、当然、こは一応公園の入場料というのを取つておりますが、この入場料

で様々な維持管理費というものを賄つてきたわけでございます。しかしながら、この独法を廃止をして單純にこの公園だけが残るということになると、基本的にはこの収入から維持管理費を引いて、そして賃料も負担しなきゃいけないと、こういう構造になるのはお分かりかと思ひます。

私が申し上げたいのは、本来、国が大阪府にこの公園の管理をある意味お願いするというのが私は考え方がないかと思ひますし、使わせるというのではなく、国が持つていた財産を大阪府に管理、維持運営してくだされば、こういう話になるわけですが、委託料を、維持管理のため委託料を僕は払つてもいいじゃないかなと、そんなふうに思つたわけなんですけれども、いかにせん、今回はそれどころか賃料を取るといふような全く逆の話になっているわけです。これは、この通達があるからかもしれませんけれども、考え方としては、麻生大臣、どう思われますか。

○國務大臣(麻生太郎君) これは、今局長の方からも答弁をいたしましたように、これは国有地の多いところ、国有地の全くないないところ、地域によつて随分差が出てまいりますので、国としては、なるべく地方間の格差を是正していくためにも、ある程度きちんとした対応をせねばならぬという根本があつて、それで、今、昭和五十八年にできましたルールがもう一個あつて、今のもう一個の考え方等々がございします。これを今の段階で、これは極力適正な対価はちょうだいするということを考えて、国としてはこれはなかなか今の財政状況等を考えましても、なかなか簡単に、じゃ、大阪だけ別、ただとかというわけには、ちょっとそれはなかなかいかぬだろうなと私自身としてはそう思つておりますので、大阪府ともお話をさせていただいて、なるべく御了解をいただいたところだと理解をしております。

○尾立源幸君 全国一律に適用しなきゃいけないということはもう私も、今通達がこうやって出ているわけですからそれは分かりますが、私自身、

この主体が替わることで負担が発生するというのはおかしいんじゃないかというのが根本にありません。

というのは、公園をまた別の形に転用するのならばそういう考え方もあるかもしれませんが、現に今まで使っていたものをそのまま使う、公園は公園として使うわけですから、誰も何のプラスもマイナスもないはずなんです。国と地方という関係から見るとそういう主体が替わるんですけれども、利用者からすると全くそれは見えません。そんなに改めて疑問を感じております。だからこそ、最初の国有財産法では無償貸付けすることができるという規定があるんだと思います。ちよこつと分かりにくいかもしれませんが、この無償貸付けができるというのが本則であつて、やはり形態が、管理者が替わるることによって賃料が余計に発生するというのは私はどうも納得がいかないということをお願いしたいと思います。

大臣、いかがでしょうか。

○政府参考人(林信光君) 今のは法律関係でございますので少し申し上げさせていただきますと、先生の方からは、大阪が委託料を受けてもいいぐらいいではないかというお話でございましたけれども、そういう面もあるのかもしれませんが、私どもの方から見させていただきますと、むしろ大阪府の方で土地全体を買収していただいて大阪府のものとして使っていただきたいというところがございます。そうではなくて、あくまで大阪府の方で買い取れないということでございますので、国有財産にしまして、そこは適正な賃料をいただくことをお願いしているということでございます。

そういう前提で話をしているので、売却という話になると、これはもう全然話が違ふ。私は、その場合は適正な対価で当然譲渡しなきゃいけないと思います。

先ほどから申し上げましたように、現状のものを現状のまま使うときにはなぜ使用料が発生するのかということについて疑問を申し上げているわけなんです。

○政府参考人(林信光君) 私が申し上げましたのは、大阪府として、公園として引き継ぎながら大阪府のものとして使っていただければいいということでございます。ただ、売却ということではお話が付きませんので、国の部分については引き続き国で所有させていただく。ただ、その場合については、先ほどから御説明しておりますように、ほかの地方公共団体のバランスとか、あるいは国の財政状況を考えますと、適正な使用料をお願いせざるを得ないということでございます。

○尾立源幸君 なかなか考え方が違つて、こは私も当時壁が破れなかつた部分なんですけれども、引き続きこは、元々原則に無償で貸付けすることができるといことが書いてあるわけですから、ここに戻つて、原点に戻つて考えるべきだということをお願いしたいと思います。

す。それでは、その他の質問に移らせていただきます。

今、長期金利が上昇してあるということで、マーケットも非常に混乱をしておる様子が資料の一枚目で見えていたかと思ひます。

これは、平成二十五年一月十六日ですから、年明けから昨日までの長期金利の動きをグラフにしているものなんですけれども、とりわけここ数日間には非常に急激な形で長期金利が上がっている。麻生大臣は閣議後の会見で、当然の流れということをおっしゃつたこと聞いておりますけれども、こで急激な、またかつ大幅な変動というのは私好ましくないと思うんですけれども、その辺りいかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 少なくとも財務大臣として為替とか国債の金利にコメントするということはしないということになっておりますので、基本的に、どこからどう伝わられたか知りませんが、この種の質問に関しては、常に市場に無用な混乱を招くことを避けるために私どもにおいてはコメントしないということをずっと申し上げていると記憶をいたします。

加えまして、こういった形で、まあ急激に行つて、昨日今日と下がつておりますのでその意味では少し違うんですけれども、私どももいたしましては、国債の金利というものについては、常にその動向というものに対しては細心の注意を常に払つておかなければならぬものと、私どもとしてはそう思つて、常に注視をしているところでございます。

○尾立源幸君 最後に、現在日銀が行つております金融緩和との関係でお伺いしたいと思います。が、こういうことが、急激かつ大幅な上昇又は下落というのが乱高下するようだと、現在の金融緩和というものも見直さなきゃいけないんじゃないかと思ひます。その辺りについては、大臣は日銀といつもよく意思疎通をされているということでございますが、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今回の日本銀行との共同声明を発表させていただきましたまでの間、少なくとも日本銀行とそれまでの政府との間の関係というのはなかなかうまく、しよつちゅう会つていられるというような関係ではなかつたんだと存じますが、私どもにもなりましてから、少なくとも月に一回、二回は最低会うような形で、極めて意思疎通させているつもりでございます。

私どもとして一番問題だと思つておりましたのは、やっぱり今回はデフレという、我々、戦後六十年間やったことがないデフレーションによる不況というものに対応するためには、日本銀行も大蔵省もみんなこの経験がなかつたこともこれありで、この対応はかなり間違えたと思ひますね、私ども、今になって申し上げれば、多分、歴史家は間違えたんだと、多分歴史家はそう書くだろうと思ひますけれども、少なくとも、この十数年、我々はデフレ対策というものを、デフレをやつたことがなかつたがために経験則に大いに不足をしていた。

したがって、歴史に学ばねばならぬということになつて、一九三〇年代、デフレからの不況脱却したあの例を見て、我々は、三本の矢と通称される日銀の金融緩和、財政の対応、そして民間の経済成長という、この三つを同時にばつとやるということをやらないと、十五年間染み付いたデフレマインドを切り替えていくというのをやれない。そこで、思い切つたことをやっていたかどうかというお話を日銀に理解してもらつたというのは大変だつたし、私の後ろにいる大蔵省を説得するのをもつと大変でした、正直申し上げますけれども。(発言する者あり) 大変でしたよ、正直申し上げて。

それを理解して、日銀と財務省と両方理解して一緒にどんと進めるところまでは来たんですが、残りは民間、ここのところがそれにこたえてくれるかどうかがこの数か月間で決まると存じますけれども、すごく大事な局面にいますと私どもは思つておりますので、今までのところはある程度、この種のことをやれば必ず副作用が一部に出てくることはある程度覚悟しておかねばならぬことだと思つております。目的はデフレ不況からの脱却、これに私ども、目的を絞つております。

○委員長(藤田幸久君) 尾立君、時間が参つております。

○尾立源幸君 質問を終わります。

○中西健治君 みんなの党の中西健治です。まずは、この万博機構法の廃止法案ですけれども、これまでの衆議院の審議などで我々の党からも聞くことは聞いたというふうに思つておりますので、今も議論ありましたが、有償部分に

ついては、大阪府の立場もあると思いますが、国の立場としてしっかりと財源を確保するという意味からも適正な賃料設定をし続けるということをお願いしたいというふうに思います。

その上で、今日は違う質問をさせていただきたいというふうに思います。

今、尾立委員の方からもありましたけれども、今、国債の金利市場が大きく動いているということとあります。これについて、上がるだとか下がるだとかいうことについてのコメントはできないというのだと思いますが、よく言われているのが、やはり日銀が大幅に買い入れることによって国債市場の流動性が大分欠落してきてしまっているのではないかと、それがゆえにボラティリティーという変動率が高くなっているというところではないかというふうに言われておりますけれども、そうした流動性が少しくなっているけれども、もしもそういうことについて、国債の債務管理者の代表である財務大臣はどのようにお考えになられているか、教えてください。

○国務大臣(麻生太郎君) 今御指摘のとおり、先週の金曜日ですが、何となくこういった感じがしてきたのは金曜日以来だと思えますけれども、円安の進行とまた株価の上昇ということに併せて国債の金利が上がってきたと。

よく外国人に言わせると、おまえ、コンマ以下の話なんてのはなんとやって、もう俺たちはパーセントの話しているんだ、おまえらコンマ以下の話じゃないかと言って、昨日もイギリスのその種のことについて、何というの、問題にならぬみたいで、失業率が四%と言ったら、一四%かと。ノー、ノー、ノー、フォーパーセントと言ったら、俺のところは十何%行きそうなんだという話してありますから、そこは全然感じが違いますので。ただ、我々にしてみれば、これは〇・一違ってかなり違いますので。

私どもとしては、こういった意味で、今おっしゃったように、変動幅は通称、最近ボラティリ

ティーという言葉を使われ始めましたけれども、変動幅というものの対して、ある程度少なくなればなるだけ、ちよつとなつても上がったたり下がったりすることになりかねませんので、こういった意味では私どもとしては最大限の注意を払っておかねばならぬと思っておりますが、主に日本銀行の買入れ等々によって、それを急激に買ったりするのを、従来と違って回数を分断したりしている形、日銀とともにいろいろな努力はさせていただいているところでもあります。

○中西健治君 市場の流動性には、日銀とともに是非留意していただきたいというふうに思います。その中で、グラフを今日は二枚用意させていただきました。私自身は二十年以上マーケットで働いてきましたので、マーケットで働いている人間がこういったマーケットが動いている中でどういったことを念頭に置いているかということをお大臣に知っておいていただきたいということを持ちさせていただきました。

一つ目のグラフというのが、日経平均と十年物の国債金利掛ける一万と書いてあるグラフがあるかと思えます。これは最近の十年見ていただければお分かりだと思えますが、あのバブルのころは大分乖離しておりましたけれども、きれいに相関しているんです。相場にいる人間ですと、日経平均が一万円だったから国債金利は一・〇%ぐらいかなと、千円上がったなら一・一%ぐらい上がったというのかな、こんなような思いを持っていてということでもあります。ですの、今、日経平均が一万五千円になつてきたということであれば一・五%ぐらいで、少なくともそこら辺までは上がるのは当然じゃないか、こんなようなのが大体反射的に頭の中にあるということでもあります。ですの、インフレターゲット二%ということであれば、それ以上になつても金利はおかしくないし、むしろ当然なんだろうということが頭の中にあるということでもあります。

そして、もう一つのグラフでありますけれども、アメリカの株価とそれから日経平均、これもやはり相関がかなり高いということがこのグラフから見て取れるかと思えます。ダウ・ジョーンズも今最高値更新していますけれども、一万五千ドル台、そして日経平均も昨日一万五千円台を回復したということで、やつと追い付こうという状況になつてきていることでもあります。

これまで、リーマン・ショックの後にはダウ・ジョーンズの方は回復傾向が強かったのに、日経平均はなかなか回復できなかった。リーマン・ショックはアメリカの方が本当は痛手が大きかったはずなのに、本家本元で回復してしまつたなあということですが、まあこれ、その前の時期を見ますと、日経平均の方がダウ・ジョーンズよりも上にいたということですが、これはまさに円安の時期だったということだろうと思えます。今後の為替についてのコメントは不要でありますけれども、これからまた為替が円安になつていくというように、これに仮になつた場合には、日経平均がこのダウ・ジョーンズを超えてくるということも十二分に過去の例からは考えられるだろうというふうに思っているわけでもあります。

その中で、先週も地域金融機関、これに対する金利上昇の影響などについて伺いましたけれども、金利上昇の影響などについて伺いましたけれども、今後の金融行政並びにこれからの中長期的な財政フレームというのをとおつくりになられると思えますけれども、その中で金利は上がっていくことは当然前提と考えるべきではないかと。もう希望的観測で金利は上がらないんだよというように、上がることを前提として考えないといけないことについて、シリオの大きな部分として考えないといけないことについて、大臣のコメントはいかがでしょう。

○国務大臣(麻生太郎君) 中西先生、重ねて申し上げますけど、これは、金利と為替等々に関してはまず私どもの方から申し上げることは基本的に

避けねばならぬところだと思っておりますが、当然のこととして、ある程度、これは多分、株が上がつているということは、国債を売って株を買っている人がいるとか、いろんなことは考えておかないか、現象を考えにやいかぬし、景気が良くなつてくるから、円が安くなつてくるから、輸出関連企業の内容が良くなるからとか、もういろんなことの思惑も動いてこういったものは動いてくるんだと思いますが、ある程度の金が動き始めれば、金利がある程度、国債の金利もある程度それに釣られて上がつてくるを得なくなつてくるというのとは基本として、これはもうある程度覚悟しておかねばならぬと思っております。

ただ、私どもは、これ不必要なことと言うと、何となく金利だけが上がるような話になりますけど、実際はその他のものもみんな連動しますの、貸付金利も上がれば貸出金利も上がり、預金金利も上がりますので、そういったことも全部複合的に考えてこれは対応していかなければならぬと思っておりますけど、いずれにしても、そういった面の傾向が大いにあるということは十分に覚悟しておかねばならぬことだと思っております。

○中西健治君 改めて、この二つのグラフを見た感想というのを、じゃ、お聞かせいただけますでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 株屋さんというのは目の付けるところが面白いなと思えました。

○中西健治君 私は株屋ではなかったんですが、金利をずつとやっております。株じやなくて金利をやつて、債券をやっておりますけれども、やはりマーケットにいますと、やはりこうした数字を頭に入れておかないと、相対的に強いのか弱いのか、安いのか高いのか、それをいつも考えていかなきゃいけないということですので、こういった数字を頭に入れておいていただければというふうに思つた次第でございます。

済みません、そしてもう一つ、ちよつと別の話題で質問させていただいたんですが、全く別の

話です。昨年、復興予算の活用問題というのが大変大きな問題とされました。そして、直近、また報道によりますと、復興の予算の中で基金とされているものの中で地方自治体が別のものに活用していたという例が幾つもあつて、計一・二兆円ぐらゐあつたんじゃないかと、こんなようなことが報道されて、財務省の方も調査を開始したということですが、調査を開始した、このことが事実なのかどうか、そしてそれで、事実なのであればいつごろまでに調査をする予定なのかということについて伺いたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 御指摘のありましたとおり、いろいろ報道されておりますこの基金の管理主体というものが、これは基本的に、何というの、適切に事業執行を図るべきものなんです、これに関して、これは、この法案ができましたときからのことをずっと調べてみますと、これは緊急事態とか執行状況の調査を行わせておりますけれども、いずれにいたしましても、何というの、悪質な例とかいろいろ、ちよつとこれ問題によつていろいろ違いますので、復興の基本方針なんかをよく読んでみますと、被災者の避難先になつてるところとか、震災の著しい影響が出たりしたところなんというのは、被災地以外でも事業実施が予定されておりましたので、活用という、いかにも、それを含めて活用と言われると、この人たちはちよつと非常におかしな、かわいそうなことになると思いますので、一概にこの言葉は使われるべきではないなと思ひながらこのあれを読んでいただんすけれども。

いづれにいたしましても、こういったようなものを、きちんとしたものを調べなきゃならぬということ、復興庁と今共同して、全国向け事業を対象としている基金につきましては、その執行状況の調査を当たらせているというのが現状で、いつごろまでに、ちよつとそこまでできるほどのまだ段階には至っておりません。かなり膨大なものになりました。

○委員長(藤田幸久君) 中西健治君、時間が参りました。

○中西健治君 これで質問を終わります。是非、基金の方もしつかり調査していただきたいと思ひます。

どうもありがとうございます。

○広野ただし君 生活の党の広野ただしです。

万博機構法の廃止法について伺いたいと思ひます。

私は、やはり万博、家族で見学にも行きましたし、六千何百万人の方々が万博に行かれて、大変な成功した例だと、国民を挙げて参加してという形だつたと思ひます。ですから、剰余金があつたときに二百億円。当時の予算は、八兆円の予算のときに二百億円。月収大体五万円ぐらゐのときの時代であります。ですから、今五十万円とすれば、言わば十倍、二千億円ぐらゐ剰余金が出たと、大成功のイベントだつたというふうと思つております。

私はかねがね、この特殊法人あるいは独立行政法人、もつと早くやつてしまふべきじゃないか。公園事業という方はいんすけれども、基金の方は、これは出資割合からいいますと国が五三%。だから、全く国に何も入つてこないというのはこれどうなのか、この国が非常に窮乏しているときに少しは戻つてきていいんじゃないかと、こう思つておりますが、そういう点について大臣の見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(麻生太郎君) あれは主に通産省、今は堺屋太一というんですが、当時は池口小太郎といつたかな、あれ、そういう人がこれを企画されたんですが、まずこれぐらゐ当たつたものもそうざらにはないと思ひほどの大きなインパクトと同時に利益も生んだプロジェクトだつたと私は、通産省がこれ以外全部駄目だつたと申し上げてゐるんではなくて、これは当たつた、間違ひなく、これ誰しも認めにゃいかぬところだと、私はそう思つております。少なくとも国民に勇気を与えま

したし、いろんな意味で夢を大きなものにさせたと思つております。

ただ、これ、こういったものに当たれば当たつただけ、それに生んだ利益はしかるべき形でほかの、次のプロジェクトに使わせてくれるとかないとかいうインセンティブが、与えるものをしないとか、企画する人たちもなかなかやる気にならぬのではないかなという感じもありますので、今おつしやつていらつしやる意味は私としては理解ができるところではあります。

○広野ただし君 基金事業の方は百九十億ぐらゐあつて、ずっとその運用益等いろいろな助成措置をして、これもそれなりに私はよかつたんだと思ひます。しかし、なおその基金事業が移転されても続くんですね。私は、こういう基金というものは国に戻して、出資割合でなくとも、三分の一でもいいですよ、少しでも戻せば数十億入つてくるわけです。だから、そういう感覚が全くないというのはどうなのか。

それで、会計検査院に伺いたいと思ひます。こういう個別の例ではなくて、剰余金等あるいは基金等があるものについてどういう全体的には措置をするというふうになつておりますか。

○説明員(太田雅都君) お答え申し上げます。

会計検査院といたしましては、近年、特に有効性の観点から、検査対象機関の資産、剰余金等の状況につきまして積極的に取り上げるように努めております。直近の検査事例で申し上げますと、独立行政法人につきましては、参議院からの検査要請を受けまして、二十四年十月に「独立行政法人における不要財産の認定等の状況に関する会計検査の結果について」を報告しております。保有資産の売却、敷金の返戻等に伴う留保資金について指摘しております。

検査院といたしましては、独立行政法人におけます資産、剰余金等の状況につきまして、今後とも多角的な観点から引き続き検査をしていくこととしております。

○広野ただし君 いずれにしましても、この公園事業、それは先ほど大阪府出身の尾立さんとも言われて、公園事業は私はそれはそれでいいと思ひます。しかし、基金事業は、これはもう一旦切つて、その部分の一部はやつぱり国に戻す、それによつて数十億戻つてくるわけですから。そして、何か政策目的でどうしても措置をしないといけない、福祉団体とかいろいろなところから来ているものについては国がちゃんとまたやればいい、一回リセットしてやればいいんじゃないかと、こういうふうと思つております。

ところで、このような独立行政法人あるいは特殊法人等、剰余金あるいは積立金あるいは基金等あるところが多々あると思ひます。実際今までもういろいろを洗つたらかなりあつて、二兆数千億戻してもらつてゐるんですね。ですから、そのほかいろいろな政府保有株を考へますと、政府保有株はもう、まあ評価によりまして、実際二十兆円超してあります。それをやつぱり売つていくことによつて、経済情勢を見ながら、今の、先ほどありました、あの株式市場等も考へながらということによつてやつぱり借金返しを早くやるということが私は非常に大切だと、こう思つておりますが、まずほかの、広く見てほかの団体等そういうものがどれぐらゐあるのか、件数ですとか金額等分かれば答ひいたしたいと思ひます。これは、総務省来ていないのか。総務省に言うておきましたんですが、まあそういうことであります。

会計検査院、そういう観点で、戻すべきことをもう一回言つていただきたいと思ひます。

○説明員(太田雅都君) 先ほど御答弁申し上げましたとおり、会計検査院といたしましては、独立行政法人また公益法人におけます資産、剰余金等の状況につきまして、今後とも多角的な観点から厳正な検査をしてまいりたいというふうな考へております。

をし、そしてそういう基金等があれば、剰余金等があれば国に返還をしていく、それを借金返しにするということをもっと徹底的にやるべきだと、こういうふうにも思っておりますが、御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 独立行政法人に対しまして財政支出についてのお話なんだと思いますけれども、これは確かにおっしゃるとおりで、これまでもいろいろ処分をさせていただいたりちやうだいいしたり、ちやうだいは聞こえが悪いね、何となく、引き戻させていただいたりいろいろさせていただいておりますけれども、これは引き続き見直してまいりますとともに、保有財産につきましてもその必要性というのをきちんと精査をいたしまして、政府出資などにかかわる、いわゆる不要になりまして財産等々の処分も併せて着実に実行していられると同時に、その財産の使い方によりましてはまたそこから資金を生むことになるかもしれないし、いろいろなことを柔軟に考えておくということなんだと思いますが。

なかなかこの財務省というところは金を自分で稼ぐという発想は全くありませんもんね。なものですから、ちよつとやるとそれはちよつといかがなものでしょうかという話になりますものですが、もう少し柔軟にやられたらいいかなものかと、国として、通産省の感覚がもつと必要なかもしれないし、外務省はあれだけ大使館だけ使つて、使用料ぐらひ払つたつてどうです、民間の方つて言うんですけれども、民間は即払いますと言われる。払おうとすると、今度は大使館でそれを受け取るような勘定科目はないというわけで、ですから結果的にそれは使わないでただで使われるというけど、あれちゃんと償却分ぐらひ払つたつて、もらつたつておかしくはないという気は昔からおるんですけれども。

是非、そういったのが普通な感覚にならぬとかぬところだという感じがいたしております。

○委員長(藤田幸久君) 広野ただし君、時間がそろそろ参りましたので。

○広野ただし君 まさにそのとおりで、行政改革をやつぱり徹底的にやる、財務省は率先して、この万博でももっと早めにとやるというようなことをやることによってかなり早めに借金返しができるということだと思ひますので、民間感覚の非常におありの大臣に是非更に頑張つていただきたいと、こう思ひます。

じゃ、終わります。

○大門実紀史君 大門でございます。

麻生大臣は本場に、予算委員会、大変お疲れさまでございました。予算委員会の答弁をお聞きしておりますけれども、アベノミクスというのはやつぱり新自由主義的な、あるいはマネタリズムのちよつと冷たい印象を大変受けましたけれども、麻生大臣の答弁といひますかアソウミクスといひますか、大変人間の体温を感じて、違ひをちよつと感じてきたところでございます。

実は今日、先ほどまで自民党の西田先生と一緒にテレビ番組の収録に行つていまして、TOKYOMXテレビの「西部邁ゼミナール」というやつなんですけれども、麻生さんの話になりまして、今度はアソウミクスをテーマに番組をやつたらどうかというのを私の方からも推薦をしておきましたけれども、是非、今のあの流れだけじゃない、ちよつと温かみのあるところをいつも御配慮いただければというふうに思ひます。

今日はこの万博法案ですけれども、我が党は賛成でございますし、せつかく質問を用意したんですけれども、全て尾立先生と広野先生がやられましたので、大阪関連ということで少し違う問題をやらせてもらいたいのと思ひます。

資料をお配りいたしましたけれど、大阪で今、この万博の跡地が直接かわるかどうかはちよつと見えません。ひよつとしたら将来かわるのかも分かりませんが、浮上しているのがカジノ問題でございます。

金融行政の立場から質問したいと思ひますけれども、資料に、そもそも論なんですけれども、なぜ今、まあカジノとは賭博のことです、賭博場のことでございますが、なぜ禁止されているのかと。刑法百八十五条ですね。これだけ見るとよく分からないんですけれども、下の方に、禁止している、禁じられている理由を、これは実は最高裁判決に基づいて財務省が答弁しているんですけれども、要するに、賭博行為というのは、勤労その他の正当な理由によらず、単なる偶然の事情によつて財物を獲得しようと他人と相争うものだということと、射幸心を助長して、勤労の美風を害する、副次的な犯罪を誘発する、国民経済の機能にも重大な損害を与える、マイナスだということでござい

ます。で、社会風俗を害する行為だから禁止しているということが今の禁止されている理由です。犯罪を誘発して社会風俗を害するということになつておりますけれども、大阪の橋下さんは、今話題に

てんじやないか、何で悪いんだというふうなことをおつしやつていますが、弁護士さんとしては非常に見識な話でございまして、昭和二十五年に最も最高裁の判決で、どう違うのかと、競輪、競馬をやつてゐるからといって賭博を認めるといふことにならないんだというふうな最も最高裁判決があるわけですけれども、そんなことを今一生懸命、競輪、競馬をやつてゐるからいいじゃないかとおつしやつていますが、大間違いでござい

ます。要するに何が起るかなんですけれど、近いところで韓国を見てもらえば分かるんですけれども、韓国で賭博場が解禁されて何が起つたかと。これはやつぱりきちつと勉強すべきだし学ばべきだと思ひますけれども、簡単に言ひますとそんなきれいな事ではありせん。経済が活性化するなんて言つたつて、要するに人の金を巻き上げるだけの話でござい

ます。売春組織が張り巡らされますし、多重債務者が増えますし、犯罪が増えて、やみ金が増え

こつております。これはいろんな集会でちゃんと報告されいろいろ知らされてゐるはずなんですけれども、余りそういうことを抜きに、賭博場、ギャンブルの問題が今、国会でも議論されております。

金融行政の立場からなんですけれども、金融行政なんですけれども、この二〇〇六年の貸金業法改正のときに、金融庁も頑張つて貸金業法が改正されました。その後、やつぱり根本的に多重債務者をなくすべきだと、なくす対策をしなさいいけな

いということになつたんですね。内閣に多重債務者対策本部ができて、今、麻生大臣がその本部長でござい

ますけれども、多重債務をなくさなければならぬ。多重債務の原因は、一つは生活困窮があります。二番目の理由はやつぱりギャンブル依存症なんですすね。今でいへばパチンコです。ですから、多重債務をなくすためにはギャンブルを何とかしなさいいけな

ますし、自民党の方でもやらせていただいて、今あれ誰がやっているんだ、ちよっと忘れましてけど、これは前々からございます。

事実、流れとしてアメリカも、昔は、私が学生のころはもうラスベガスだけでしたけど、今はもう御存じのように、五十州で三十幾つまで行ったと思えますけど、それぐらいの州でこれかなり始まっておりまして、いろんな意味で昔とは随分違ったイメージにはなっていると思いますけれども、この多重債務の問題とか今御指摘になった問題等々は十分に考えた上でやらねばならぬということだと思っております。

○大門実紀史君 私最初から単にギャンブル反対とかいうことでこの問題取り組んでいるのではなくて、サラ金問題、貸金業法から入っていつて、多重債務に入って、パチンコになって、それでこのカジノの話に取り組んできているわけでございます。

去年、野田政権のときに被災地にカジノをつくるうという話があつて、とんでもないということ、これテレビの前で質問して、民主党の古賀一成さんが、復興特の、しかも委員長が中心でやっているから、テレビの前でやったら、もう一応頓挫して今話はなくなりましたけれども、また大阪を中心にこのカジノの問題が出てきておりますし、四月の二十四日に国会内で、カジノ議連というんですけれども、国際観光何とかかんとかの、IR議連ですか、開かれて、またやろうということになっておりまして、どういうわけか私にまで入会案内が来ましたが、何か議員は四十人ぐらいで、業界関係がほとんどだったみたいですが、これども。

この議員連盟の方々も、名前を出している方も本当にカジノのことよく御存じなくて、いかにひどいことが韓国で起きているかと、ただ経済活性化するんじゃないかと、リゾート開発とか観光施設ということで名前を連ねている方も多いと思うんですけれども、実際非常に深刻な事態を招

いているということは余り御存じないかと思うんです。そうですね。そういうことを知ってもらえれば、一部の、中心で動いている議員さんは、私全部調べてありますけど、全部、パチスロメーカーとか、石原さんもそうでしたけれども、そういう業界からお金もらっている方ですね。そういう方が中心になっていて、そうじゃない人たちは経済活性化ならいいんじゃないかという程度で参加しておられる方もおられるんで、よく勉強してもらえれば、余りこんな人の金巻き上げるようなことで経済の活性化というのは望ましいことじゃないと分かっただけで思っています。

実はそのIR議連の最高顧問に安倍総理と麻生さんのお名前があるわけですね。恐らくその議連のメンバーは、首相経験者を名前貸してもらって入れておけば格が上がるからということでも名前貸してもらって載つてたんじゃないか、今までの議連もそうでしたからね、と思うんです。ですから、麻生さんも恐らく、ちよっと名前貸してくれと言ったら、いいよという感じで載つけられたんだと、私はそう思っているんですけれども、やっぱり金融担当大臣ということになりますと、議連の最高顧問というのは私はそぐわないんじゃないかと思うんです。いかがですか。

○国務大臣(麻生太郎君) ちよっと正直、今、最高顧問……(発言する者あり) ああそう。検討させていただきます。

○大門実紀史君 この問題はなかなか大きな問題になると思っています。今日はこれで終わりますけれども、引き続き重大な問題を含んでいるということで指摘をしていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○委員長(藤田幸久君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、磯崎仁彦君が委員を辞任され、その補欠として岩井茂樹君が選任されました。

○中山恭子君 日本維新の会、中山恭子でございます。

大阪万博は私などにとりましても非常に思い出深い博覧会でございます。今回廃止されます万博機構は、機構法第三条にもありますように、人類の進歩と調和を主題として開催された日本万国博覧会の成功を記念することを目的としてつくられたものでございます。万博機構の歴史は、その地域社会や国際交流への貢献の歴史とも言えます。万博機構の持つておりました公園管理に關しましても、また国際交流活動に關しましても、非常に有意義な活動を行ってきたと私は評価しております。

この度、万博機構を廃止するに当たって、国有地部分を大阪府に貸し付け、大阪府が万博公園を運営することになります。大阪の人々だけではなく日本中の多くの人々に親しまれている公園でございます。公園管理の技術、ノウハウを持つてそういった人材を十分活用するなど、万博精神を引き継ぎ、これからも優れた公園管理を行ってまいりたいと思っております。

この場合、国はどのように関与していくのでしょうか、お伺いいたします。

○政府参考人(林信光君) 機構が廃止された後でございますけれども、公園の管理運営は大阪府が責任を持って実施することになります。大阪府では、今後、有識者会議を立ち上げて府営公園化後の万博公園の在り方について検討を行い、万博精神を継承し万博を記念するという形で今まで運営が行われてきたこれまでと同様の良好な運営を行う方針と聞いてございます。

他方、国の立場でございますが、私どもとしては、国有地となる部分を公園敷地として大阪府へ貸し付けるため、当該国有地部分については指定用途を公園に限定した貸付契約を締結の上、適切な管理運営を求めていくことになるわけでございます。

○中山恭子君 自身、平成元年から二年間、大

蔵省で国有財産第二課長を務めておりました。

国有地や国有財産は、特に行財政改革の対象になりがちのものでございます。しかし、国有地、国有財産というものは、改革の、何というか、的にされる一見無駄なものと考えられがちでございますけれども、有事の際や大震災などが起きた場合には国有地や国有財産がなければ対応し切れないというものでございますので、こういった国有財産を行財政改革の名の下に全て民有化すればいいというものではないということを皆様もどこかで頭に置いていただけたら有り難いことでございます。その国有地、国有財産をしつかりと保有、管理していくということのも重要なことだと考えております。

公園事業と並び、先ほども話題になりましたが、万博機構のもう一つの柱、基金事業につきましては公益財団法人に移管されるということでございます。公益財団法人は、基金を承継した後、万博機構が行っていたのと同様の事業を継続していきけるものではないかと、お伺いいたします。

○副大臣(小淵優子君) 万博機構廃止法案では、この助成事業等を行うにふさわしい者を政令で定めることとしております。万博を記念するにふさわしい文化的活動等への助成を行うことを定款に盛り込むことを条件に公益財団法人を定める予定ということになっております。

また、公益財団法人においても、万博機構と同様に、外部の有識者による基金審査会のような機関を設ける予定ということも聞いております。なので、基本的にはこれまで機構が実施してきた助成が継続されていくものと考えております。

○中山恭子君 是非そこはしっかりと見ていただきたいと思います。

大阪万博の開催に当たって、関西の経済界の方々から多額の寄附があつて万博の成功に大きく寄与したと聞いております。これまで万博機構が行つてきた基金事業というものは、まさに大阪万博の目指した国際交流ですとか文化事業というも

のを助成する等の事業を行ってきているわけでございまして、様々な学術的国際会議や、音楽や演劇の公演など、非常に意義のある事業が多くあります。

良い事業というのは、良い事業というものはというよりは、こういった文化事業というものは、一旦切って潰してしまいますとなかなか今の状況では復活できるものではありませんので、これらの文化事業というものももちろん行財政改革の目的には非常になりやすい、潰されやすいものでございますので、移管後もこういった事業をしっかりと継続してやっていってほしいと思うのが私の願いでございます。

最後に、財務大臣に、大阪万博の成功以降、万博機構が果たしてきた役割と言っているんでしょうか、日本経済の歴史をたどるような感じがございいます。太陽の塔はまだ残るのでしょうか。こういった動き、日本の中で行われる万博といったようなものに関しても御所見を伺えたら有り難いと思います。委員会の締めくくりでもございますので、どうぞ御所見をお願いいたします。

○国務大臣(麻生太郎君) ああいう大きな万博、第一回のパリの万博この方、世界万博機構というのがございますけれども、万博のあれだけ盛大に大きなものは多分パリが最初で日本が最後だったかなと思うほど、あれは非常に大きなインパクトを与えたものだったと、私の記憶ではそう思っております。

それで、もう一つ、やっぱりあのときに大阪府、大阪市、商工会議所三つでそれぞれ金を集められてかなりなものにされて事業基金にされたんですけれども、そういうものも含めまして、あそこでやられた数々の事業というのは何となく、これはダイキンの亡くなられた山田さんなんかの話で、むしろ金を集めて、おまえ、考えたことあるか、わしらが金を集めてやで、文化事業をするって考えられるのかとって、自分で言っておられたので。私はもう少しで三十ぐらいだったんですけど、すごい記憶があるんですけど

も。そういうものが定着しましたですものね。あれは僕は、何だかんだ言いながら物すごく大きなインパクトを与えたものだと、私にはそう思えます。

いろんな意味で、大阪で育った文化とか、文楽を始めいろいろございすけれども、ああいったようなものがきちんと、何となく世知辛くなつてくならないために、ああいうのはきちんとそういった基金が利用されていく、大事なことだと私どもも思いますので、そういったものは残していかなければならぬと思えるような気持ちと我々、後に残る者が持ち続けていかなければならぬものだと思います。

○中山恭子君 アソウノミクスの場合には、是非文化というものにも力を入れて進めていただきたいと思ひます。

ありがとうございます。

○委員長(藤田幸久君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですので、これより直ちに採決に入ります。

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(藤田幸久君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤田幸久君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

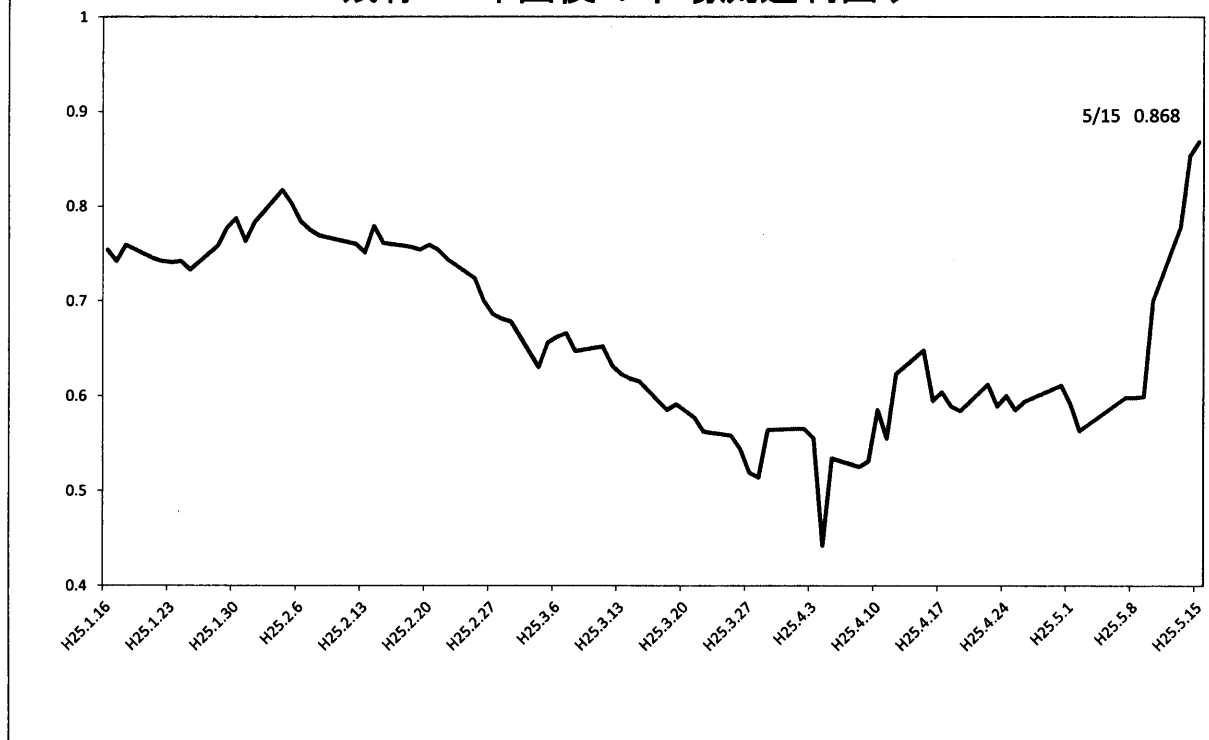
本日はこれにて散会いたします。

(参照)

(尾立源幸委員資料)

平成25年5月16日
参議院 財政金融委員会
民主党・新緑風会 尾立源幸

残存10年国債の市場流通利回り



出所)財務省ホームページより尾立源幸作成

五月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、退職共済年金受給者に対する併給等に関する請願(第八五五号)

第八五五号 平成二十五年四月三十日受理

退職共済年金受給者に対する併給等に関する請願

請願者 福島県喜多方市 一重惟子 外三

百七十二名

紹介議員 増子 輝彦君

配偶者の死亡に遭遇した共働きの女性は、悲しみと遺族年金の切捨てというダブルパンチを受ける。また、ノイローゼにまで追い込まれた人もいる。これは家事・育児・老親の世話をしながら長年働き続け、高い掛金を掛け続けてきた女性の活動を無視するも同然である。平成六年の年金法改正に伴い、併給第三の選択が特設され、若干の不合理的正にはなつたが、共働きの遺族(多くは女性)の労力への見返りはまだ少ない。切捨て主義を改め、人道的是正措置を早急に求める。

ついでに、共働きが否かにかかわらず働く者の権利を尊重し、若者には働く意欲と老後には働きがい(働いただけ報われる)を実感できる社会となるよう、次の事項について実現を図りたい。

(資料添付)

一、共働きの遺族年金併給第三の選択によつても恩恵を得られず(加算額が生じない場合、年金年数を満たし、四十年も勤めた夫の遺族年金は一円も受け取れない)自己の退職共済年金だけの遺族に対して一定額を上乗せして支給すること。前者の逆の場合も認めること。一定額は死亡した配偶者の勤続年数に比例した額とし、併給第三の選択肢を選択して生じた差額を基準とすること。配偶者が昭和六十一年以前に死亡した場合でも併給、又は一定額の上乗せを認めること。

二、一は現在の該当者に対する救済措置として考慮すること。また、不可能な場合は何らかの救済措置を考慮すること。

平成二十五年五月二十四日印刷

平成二十五年五月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A